

国立大学法人群馬大学諸規則制定等に関する規則

	平成16.4.1	制	定
改正	平成16.12.1	平成17.12.1	
	平成17.4.1	平成17.6.1	
	平成18.6.1	平成19.12.1	
	平成20.12.1	平成21.6.24	
	平成25.4.1	平成26.4.1	
	平成28.4.1	平成29.5.1	
	平成29.12.1	平成31.4.1	
	令和2.4.1		

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学における学内諸規則（以下「諸規則」という。）の制定等については、他に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規則において「学部等」とは、事務局、各学部、各研究科、理工学府、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構、国際センター、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センターをいう。

2 この規則において「学部長等」とは、前項の学部等の長をいう。

(区 分)

第3条 諸規則の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学則
- (2) 規則
- (3) 規程
- (4) 細則
- (5) 内規等

(学 則)

第4条 学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項等について、役員会、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て学長が定めるものとする。

(規 則)

第5条 規則は、法令等又は学則に基づき、本学の管理運営及び教育研究に関する事項で全学に関連するものについて、役員会、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て学長が定めるものとする。

(規 程)

第6条 規程は、法令等又は学則若しくは規則に基づき、若しくはこれを実施するため必要な事項について、学長又は学部長等若しくは規則の定めに基づき委任された者が定めるものとする。

2 規程を定めるときは、必要に応じて全学的な委員会等の議に付するものとする。

(細 則)

第7条 細則は、学則、規則又は規程を実施するため必要な事項について、学長又は規則若しくは規程の定めに基づき委任された者が定めるものとする。

2 細則を定めるときは、必要に応じて全学的な委員会等の議に付するものとする。

(内規等)

第8条 内規等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 内規は、学則、規則、規程又は細則の運用等具体的事項について、学長又は学部長等若しくは規則又は規程の定めに基づき委任された者が定めるものとする。

(2) 要項は、法令等又は学則、規則若しくは規程に定めのない事項、臨時的な委員会等の設置等に関する事項について、学長又は学部長等が定めるものとする。

(3) 要領は、法令等の規定に基づき、主として事務の取扱方法、手続等について学長又は学部長等が定めるものとする。

(4) 指針は、法令等に定められた遵守事項に係る取扱い等の方針について、法令等、学則又は規則に基づき、若しくはこれを実施するため必要な事項について、学長又は学部長等が定めるものとする。

(5) 申合せは、教育研究評議会又は経営協議会若しくは委員会等の審議機関において、決定した事項のうち必要があるものについて申し合わせたものとする。

(形 式)

第9条 諸規則の形式は、法令の形式に準じたものとする。

(協議及び調整)

第10条 諸規則の制定又は改廃に当たっては、あらかじめ関係の学部等及び総務部総務課と十分な協議及び調整を行うものとする。ただし、学部等限りの軽易なものについては、この限りでない。

(報 告)

第11条 学部等が諸規則を制定又は改廃したときは、総務部総務課に速やかに報告するものとする。

(周 知)

第12条 諸規則を制定又は改廃したときは、ホームページへの掲載その他の方法により学内に周知するものとする。

(雑 則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。